

「36協定未届事業場に対する相談支援事業」の実施について

厚生労働省北海道労働局では、長時間労働の是正に向け、業務委託事業である「36協定未届事業場に対する相談支援事業」（以下「36未届相談支援事業」）を下記により実施しています。

記

第1 事業の目的

36未届相談支援事業は、時間外・休日労働に関する協定届を労働基準監督署に届けていない事業場を対象に、北海道労働局が委託した民間事業者が、
労働条件に関する自主点検
集団的な相談支援（セミナー）
個別訪問による相談支援
の実施することにより、適正な36協定を締結し、長時間労働の是正に向けた対策を推進することを目的としています。

第2 実施期間

平成31年4月1日から令和2年3月13日まで

第3 受託事業者

S A T O 社会保険労務士法人

本委託事業に関するお問い合わせ

S A T O 社会保険労務士法人 札幌オフィス内 事務センター
011-788-5898（土日祝日除く9時から18時）

受託事業者には守秘義務が課せられており、本委託事業で実施する自主点検、集団的な相談支援及び個別訪問による相談支援で得られた情報を本事業以外で使用することはありません。

また、受託事業者が顧問契約等の営業活動を行うことはありません。